

特定非営利活動法人アクティビティ・サービス協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人
アクティビティ・サービス協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を
東京都杉並区上荻三丁目14番6号
上荻グリーンハイツ202号に置く。

(目的)

第3条 この法人は高齢者や心身障がい児・者をはじめとする多くの福祉サービス利用者が心身ともに活性化された生活を実現できるよう支援するサービス(アクティビティ・サービス)に関わる人材養成・調査研究並びに普及活動を行うことにより、アクティビティ・サービスの健全なる発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ①人材養成講習会の開催
- ②調査研究に関わる事業
- ③研究会に関わる事業
- ④情報提供事業
- ⑤資格認定基準の策定・公表及び認定事業
 - (1)アクティビティ・ワーカー資格認定
 - (2)アクティビティ・サービス担当教員資格認定
 - (3)アクティビティ・サービス・コーディネーター資格認定
 - (4)アクティビティ・サービス・ディレクター資格認定
- ⑥アクティビティ・ワーカー養成指定施設の認定
- ⑦その他、この法人の目的達成のために必要とする事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもつ

て特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- ①正会員(この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体)
- ②賛助会員(上記以外のこの法人の目的に賛同する個人または団体)

(入会)

- 第7条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
2. 理事長は、前項の申し込みがあったときは正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 3. 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 この法人に入会しようとするものは、別に定める入会金及び会費を収めなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- ①退会届を提出したとき。
 - ②本人が死亡し、失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - ③継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - ④理事会において、会員として不適格であるとみなされたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 3～10名
- ② 監事 2名

2. 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ①理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ②この法人の財産の状況を監査すること。
 - ③前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ④前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - ⑤理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠のため、又は増員により就任した役員任期それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
 3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- ①心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
 - ②職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第20条 総会は、正社員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- ①定款の変更
 - ②解散及び合併。
 - ③事業計画及び収支予算並びにその変更
 - ④事業報告及び収支決算
 - ⑤役員解任、職務及び報酬
 - ⑥入会金及び会費
 - ⑦借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - ⑧その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する
 - ①理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - ②正社員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
 - ③監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正社員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正社員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における決議事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正社員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正社員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正社員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ①日時及び場所
- ②正社員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- ③審議事項
- ④議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- ①総会に付議すべき事項
- ②総会の議決した事項の執行に関する事項

- ③その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ①理事長が必要と認めた場合。
- ②理事総数の過半数以上から理事会の目的である事項を記載した書面による招集の請求があった場合。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ①日時及び場所
- ②理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者に在っては、その旨を付記すること。）
- ③審議事項
- ④議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印または署名しなければならない。

第5章 資 産

(構 成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ①設立当初の財産目録に記載された資産
- ②入会金及び会費
- ③寄付金品
- ④財産から生じる収入
- ⑤事業に伴う収入
- ⑥その他の収入

(区 分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管 理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(予備費)

第45条 予算の超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加及び更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表、及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ①総会の決議
 - ②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - ③正社員の欠亡
 - ④合併
 - ⑤破産
 - ⑥所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第51条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に基づき、譲渡するものとする。

(合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページ上に電子公告として掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員は、任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2年間までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び年会費は下記のように定める。

個人会員 : 入会金 ¥0 会費 ¥8,000
団体会員 : 入会金 ¥0 会費 ¥50,000
賛助会員 : 入会金 ¥0
会費(1口) ¥20,000

別 表

設立当初の役員

役職名

理事長 垣内 芳子

副理事長 廣池 利邦

理 事 川村 隆

同 柏木 美和子

同 塩野 敬祐

監 事 山根 治己

同 上田 忠義